慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「相良家文書」からみた相良正任の家系
Sub Title	A study into Sagara Tadato 相良正任's family
Author	中島, 圭一(Nakajima, Keiichi)
Publisher	三田史学会
Publication	2016
year	
Jtitle	史学 (The historical
	science). Vol.86, No.3 (2016. 10) ,p.87(283)- 99(295)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20161000-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「相良家文書」からみた相良正任の家系

中島圭

はじめに

に公開してある。

の文書群検索において、全点の目録情報が見られるよう

文書室が運営する慶應義塾大学所蔵古文書検索システム漏れていた近世文書等も含めて、慶應義塾大学文学部古録』(文化庁文化財保護部美術工芸課、一九七七年)に九)。このほか、重要文化財指定時の『相良家文書目

は史料紹介かたがた、彼の家系を探ってみたい。 工年記念展示「モノがたる文学部 資料にみる人文学研 五年記念展示「モノがたる文学部 資料にみる人文学研 五)、その準備の過程で、中国地方から北部九州に大き な勢力を誇った大名大内氏の奉行人として知られる相良 な勢力を誇った大名大内氏の奉行人として知られる相良 な勢力を誇った大名大内氏の奉行人として知られる相良 なり、その準備の過程で、中国地方から北部九州に大き なり、その準備の過程で、中国地方がら北部九州に大き なり、その単位のは、1000年に対したが、1000年に対しため、1000年に対したが、1000年に対したが、1000年に対したが、1000年に対したが、1000年に対したが、1000年に対しため、1000年に対したが、1000年に対したが、1000年に対したが、1000年に対したが、1000年に対しため、1000年に対しが、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しが、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しため、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対し

「相良家文書」からみた相良正任の家系

明応七年七月六日相良正任覚書

下「相良正任覚書」と呼ぶことにする。 書」という名称が与えられているが、写真と翻刻を見れいう番号が付され、「明應七年七月六日相良正住某集添いう番号が付され、「明應七年七月六日相良正住某集添いの史料は、『相良家文書目録』において「申73」と

此両冊片事、祖父森下

紀伊入道浄蔭疾原重家

并某^{正在}等云、誠憐 所集如斯、為息正家

多者歟、可秘々々、児之志計也、他見其憚

相良遠江入道 明應七年代七月六日記之、

正任(花押)

貼り継いだ紙を適当な長さに切って料紙としたか、あるず、わざわざ貼り継ぐ必要性は乏しい。もともと何枚かも第一紙の横幅はわずか二・七㎝で、文字も乗っておらで、楮紙を二紙貼り継いだ続紙に書いている。と言って相良正任覚書の法量は縦が一六:二㎝、横が二五・五㎝

いは覚書を記した後に切断したのであろう。

大学記でおく。

中容は、本史料が付された上下二冊の書について、祖内容は、本史料が付されたといいでは、本史料が付されたといいでは、本史料が付された。

本書」二三〇)や異筆で「明応五乙卯」の年記が付されて 書」一三〇)や異筆で「明応五乙卯」の年記が付されて と比べると、例えば寛正六年(一四六五)十一月二十八 と比べると、例えば寛正六年(一四六五)十一月二十八 と比べると、例えば寛正六年(一四六五)十一月二十八 と比べると、例えば寛正六年(一四六五)十一月二十八 と比べると、例えば寛正六年(一四六五)十一月二十八 といる三月二十三日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 書」一三〇)や異筆で「明応五乙卯」の年記が付されて 本詳八月十二日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 本詳八月十二日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 本詳八月十二日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 本詳八月十二日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 本詳八月十二日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 本詳八月十二日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 本計八月十二日相良正任書状(『山』4「忌宮神社文 本計八月十二日相良正任書状(『山』3 「興隆寺文書」九二 日本記述の本書(『山』4「住

てよく、花押からは本史料が明応七年(一四九八)のも(『山』4)に副えられたこの連署奉書の異筆年記は信じ五)十二月の三条西実隆序文をもつ住吉社法楽百首和歌吉神社文書」三一号)のものが近い。明応四年(一四九

のであっても不自然はない

題はなさそうなので、本史料は真正なものとひとまず位のの、少なくとも料紙や書風はこの時代のものとして問田・高橋二〇一〇)、厳密な筆跡鑑定は私の手に余るも田・高橋二〇一〇)、厳密な筆跡鑑定は私の手に余るもまとめた際には既に「相良遠江入道」と称しているのでまとめた際には既に「相良遠江入道」と称しているので言途も、明応六年三月二十五日に進物折紙の書札礼を

二 相良正任の出自

置づけておきたい。

彼が奉行衆の上位役職にして評定衆の末座に連なり、記のが奉行衆の上位役職にして評定衆の末座に連なり、記のがへ」たと言われており(「あしたの雲」『群書類従』のかへ」たと言われており(「あしたの雲」『群書類従』のかへ」たと言われており(「あしたの雲」『群書類従』のかへ」たと言われており(「あしたの雲」『群書類従』のかへ」たと言われており(「あしたの裏」ので記述の本語で紹介した覚書を記した相良正任は、大内教弘・前節で紹介した覚書を記した相良正任は、大内教弘・

録所・文庫などの文書集積関係機関を統括する立場にあ も用いている(『相』二四六号)。 とう)だが、法名(「シヤウシン」=しょうじん)として いうことになる。なお、正任は実名(「タ、タウ」=ただ 江守を官途とし(同じく文明十年七月十三日大内氏奉行 六年十一月二十八日大内氏奉行人奉書)、四十代には遠 八)。とすると、概ね三十代には右衛門尉 は永享二年(一四三〇)ということになる(川添一九九 まとめたものが前出の「相良武任書札巻」に収められて の諮問に与ったらしく、書札礼に関する知識を明応六年 人奉書)、六十代に出家して以後は遠江入道と称したと ったと推定している (藤井二〇一三)。豊富な実務経験 〔一四九七〕と永正三年(一五〇六)の二度にわたって 後者の執筆時に七十七歳であったことから、生年 晩年には大内家中の故実に通じた人材として義興 (前出 1の寛正

覚書の記述から正任の祖父が森下重家であることが明らにこれが通説的位置を占めてきたが(池田一九八七)、一)、他に拠るべき見解もないことから、いわば消極的鬼太郎が正任だという説があり(球磨郡教育支会一九四肥後多良木の上相良氏が滅亡した折に生き延びたという相良正任の出自については、文安五年(一四四八)に相良正任の出自については、文安五年(一四四八)に

性も排除しない)。

性も排除しない)。

性も排除しない)。とすれば、正任はもともと森下氏の出身がないことなどから、重家―正家―正任は男系の直系とがないこと、正家と正任の関係について伯甥などの註記れないこと、正家と正任の関係について伯甥などの註記がないこと、正家と正任の関係について伯甥などの註記がないこと、正家と正任の関係になった。そして、重家が集めた書が「息正家」と正かになった。そして、重家が集めた書が「息正家」と正

不下重家は大内盛見・持世の二代に仕えた奉行人であることである。森下氏がもともと相良氏の庶流であったら歴がなる。 一方、父の 正保の奉行人としての活動や後述するような連歌との関 正任の奉行人としての活動や後述するような連歌との関 正家には奉行人としての活動の所見がなく(川下二〇〇 上でいるであることが知られ、相良氏も同じ藤原姓であ ら藤原姓であることが知られ、相良氏の庶流であった のである。森下氏がもともと相良氏の庶流であった のである。森下氏がもともと相良氏の庶流であった 可能性はないだろうか。

県史料』三一所収「大友家文書録」一 五三三号)に八年(一四九九)七月八日大友氏年寄連署奉書(『大分大内氏の領国で森下という地名を探してみると、明応

 (反説が正鵠を射ていたとしても、なぜ相良名字に戻った を表えられている(有馬二○○四)。とすれば、下相良と考えられている(有馬二○○四)。とすれば、下相良と考えられている(有馬二○○四)。とすれば、下相良と考えられている(有馬二○○四)。とすれば、下相良と考えられている(有馬二○○四)。とすれば、下相良に同国の守護となった大内氏の被官に組み入れられたとに同国の守護となった大内氏の被官に組み入れられたとに同国の守護となった大内氏の被官に組み入れられたとに同国の守護となった大内氏の被官に組み入れられたとに同国の守護となった大内氏の被官に組み入れられたとしても、なぜ相良名字に戻った

のかという問題は残る。

年未詳六月四日内藤盛世書状(『山』4「忌宮神社文年未詳六月四日内藤盛世書状(『山』4「忌宮神社文生によって期待できるのは、何よりもまず肥後南部の相談に即して考えるなら、自らの被官が相良を称していたことが確認できる。したがって、名に相良を称していたことが確認できる。したがって、名に相良を称していたことが確認できる。したがって、名に相良を殺していたことが確認できるが、その場合も減亡を受けて名跡を継いだ可能性もあるが、その場合も減亡を受けて名跡を継いだ可能性もあるが、その場合も減亡を受けて名跡を継いだ可能性もあるが、その場合も減亡を受けて名跡を継いだ可能性もあるが、その場合も関係を関する。

遡る可能性も考えるべきであろうか。ったのは主に十五世紀前半であり、名字変更がここまでい浮かぶ。菊池氏が大友・少弐両氏に与して大内氏と戦は肥後北部の菊池氏に対する背後からの牽制が第一に思良氏との連絡を円滑にすることであり、その効果として良氏との連絡を円滑にすることであり、その効果として

玖波集』に入集した句や宗祇の合点を受けた句などを書 生前の為続から送られた書状の紙背に、 しい関係を築いていたことは、為続の七回忌に際して、 号ほか、熊本県立美術館二〇一五)。二人が個 正任が間に入って協力している(『相』二四五・二四六 を撰者の宗祇と猪苗代兼載に送って働きかけた際には、 仁の乱勃発までの時期の文書が極めて少なく、 その文書が失われ、下相良氏も南北朝内乱の終結から応 信を通じた際に正任が取次を務めているほか(『相』二 で京都の西軍陣営にいた大内政弘に肥後の相良為続が音 ると、正任とのつながりが見えるようになり、 にすることはできない。「相良家文書」の残存数が増え の交流を示す史料がないために、名字変更の時期を明 への入集を目指した為続が、 ○号)、特に明応四年 (一四九五)、『新撰菟玖波集』 残念ながら、肥後相良氏側では、上相良氏が滅亡して 自作の連歌を集めた句集等 為続の 大内氏と 応仁の乱 人的に親

月二十九日条)。 「田上元」とができる(『山』1「正任記」文明十年十月二十九日条)。 月二十九日条)。

三 相良正任の子孫

遠江守としての初見が六十年以上隔たるなど(川下二〇とから、正任の子息と目されている。ただし、正任とは奔した武任が著名だが、彼は官途が同じ遠江守であるこ世し、のち復帰するも天文十九年(一五五〇)に再び出居(晴賢)と争って敗れ、天文十四年(一五四五)に遁戻(晴賢)と争って敗れ、天文十四年(一五四五)に遁

代の正任の官途であり、ここに登場する新右衛門尉が正

○七)、活動年代が少し離れており、間に一代入る可能

次郎」の親子がいたことが知られ、大内氏被官の相良氏 事候、不及是非候」と書き送っている(『相』三七八号)。 況を「爰元相良家ノ事も、武任ハ頓世候、新右衛門尉者 とも「相良家文書」から確認できる。例えば天文十四年 書』(以下『毛』) 一五五六号)、現実の交流があったこ とは明らかだが(『大日本古文書 家わけ 名」と呼んでいることから同族意識が維持されていたこ に関する情報として貴重である。 去年死去候、其子小次郎者、此間氷上大頭共被仰付候て り、杉宗長を取次とするよう勧めるとともに、 真鳳は、前記の通り、同時期に武任が失脚したこともあ (『相』三九〇号)。ただし、同じく窓口を務めた安国 力を頼んだ大内義隆との窓口の一つが武任であった れぞれに官位・官途と将軍足利義晴の偏諱を得た際、 ハ大儀と申候て、百五十石足返進候、さてハ家ノ衰微此 (一五四五)、相良長唯(義滋)・為清(晴広)父子がそ この武任の代になっても、 右の史料からは、武任の親族に「新右衛門尉」と「小 肥後相良氏を「肥後之同 (新) 右衛門尉は三十 毛利家文 山口の状 助

任の嫡流を汲む子孫なのは間違いなく、武任の嫡子だっ任の嫡流を汲む子孫なのは間違いなく、武任の嫡名が小次郎だったのではなかろうか。とすれば、文明十年十十八日条)。政弘の石筆を務めていることに加えて、正任の嫡統の継嗣の仮名が小次郎ということで、正任の嫡名が小次郎ということで、正任の仮名の嫡流の継嗣の仮名が小次郎ということで、正任の嫡名を並んで携わっている「相良小次郎弘恒」は、正任の嫡名であったとみられる(『山』1「正任記」文明十年と並んで携わっていることに加えて、正任の嫡子だった可能性が低くない。そして、さらに興味深いのは、そとであったとみられる(『山』)

拜見させられしを抑留して書写り、予つかハされしとて、興恒もちきたり、弘恒に右一帖事、一峯様、興恒にあそはし。この相良弘恒に関しては、次の史料が知られている。

永正九年卯月廿六日 右衛門尉謹書写訖書留畢、珍重多幸々々、可謂末代重寶歟、たる子細ある間、歓詫の思をなしてたる子細ある間、歓詫の思をなして

「相良家文書」からみた相良正任の家系東京大学史料編纂所架蔵影写本による)。この書は「藤正れは尊敬閣文庫所蔵「書札認様事」の本奥書である

記」の書が引き合いに出されていることからみて、著者 恒が持参した書を見せてもらった弘恒自身か、あるいは 恒」の手ほどきのために書き与えたものとみられる。興 衆への書状、さらには上所や脇附について記述しており 書状、禅家・律家・浄土宗・聖道家(天台宗など)・時 殿・烏丸殿、奉行人)への書状、安芸・石見の国衆への する請文、京都の公家・武家(一色殿・伊勢殿、 進物への副状、主君からの直状に対する請文、奉書に対 原興恒」を差出とする文書の文例集で、合戦頸取注文、 を所有していたこと、右衛門尉が正任の官途であったこ に親しい人物であり、 内氏奉行人の見嶋弘康に比定するが(米原一九七六)、 うに法名(法諱)は正任なので、道号か斎号であろうか その傍にいた人物が書き写しており、関係の密接さや 右の本奥書を参考にすれば、「一峯様」が若年の「興 右に示したように写本作成者=「予」 は弘恒もしくは彼 の「一峯様」が正任であることに疑いはない。前述のよ 正任の孫に与えた書であることに加えて、別の「正任自 「恒」の通字から、弘恒と興恒とは親子であろう。また、 書写して本奥書を記した「右衛門尉」を米原正義は大 「予」が「正任自記」の書札礼書

とに鑑みれば、正任の嫡子弘恒が第一候補となる。ただ

「正任記」に登場する文明十年(一四七八)に弘恒がまで、とすれば、この右衛門尉に武任を充てる余地も残に、といないのは、父正任に比べて少し遅いかもしれない。したがって、弘恒が遠江守などの受領官途に改めた後、したがって、弘恒が遠江守などの受領官途に改めた後、したがって、弘恒が遠江守などの受領官途に改めた後、したがって、弘恒が遠江守ない。とすれば、この右衛門尉に武任を充てる余地も残ない。とすれば、この右衛門尉に武任を充てる余地も残ない。とすれば、この右衛門尉に武任を充てる余地も残ない。とすれば、この右衛門尉に武任を充てる余地も残といる。

ることになったのであろう。
武任が遠江守の官途を(そしておそらく家督も)継承するいは武任が大内義隆に特別に引き立てられたことから、るいは武任が大内義隆に特別に引き立てられたことから、かったはずだが、何らかの事情でこの流れが絶えたか、あったはずだが、何らかの事情でこの流れが絶えたが、あいずれにせよ、本来は弘恒―興恒が正任子孫の嫡流だいずれにせよ、本来は弘恒―興恒が正任子孫の嫡流だ

て為続に贈られた可能性も否定される。

しておくべきであろう。

でない。

「注)
のほか、『大内氏実録』附録の「大内殿有名衆」にのほか、『大内に上がさらに広がっていたかどうかは定か、大内家中の相良氏がさらに広がっていたかどうかは定かに、「注)

四 相良正任覚書の伝来

相良正任の子孫について確認したところで、本稿冒頭

肥後相良氏の手に入ったのであろうか。 正任の子孫に伝えられるべきものだが、どのようにして任の所持した二冊の書物に付属するものなので、本来はに紹介した覚書の伝来について考えてみたい。覚書は正

先んじて亡くなっており、親交のあった正任の形見としう。覚書が作成されて二年後の明応九年、為続が正任にやはり正任の子や孫に与えられたものとみるべきであろ他見を憚って「可秘々々」とする覚書の内容からみれば、

る為続へ送られた可能性だが、「憐児之志」を強調

最初に思い浮かぶのは、正任自身から親しい関係にあ

(『毛』一五五六号、『相』四六三号)。ただ、そのことと筑前守護代の杉興運に保護され、肥後には至っていない際、「肥後之同名」を頼ろうとしたが、この時は途中でいる。彼は天文十九年(一五五〇)に山口から逐電したいがないのでしばらく措くとすれば、候補は武任に絞ら跡がないのでしばらく措くとすれば、候補は武任に絞ら跡がないのでしばらく措くとすれば、候補は武任に絞ら跡がないのでしばらく措くとすれば、限後との交流の形本来の嫡流であった弘恒・興恒は、肥後との交流の形本来の嫡流であった弘恒・興恒は、肥後との交流の形本来の嫡流であった弘恒・

問、様々可有御意見候遠路候条、不及曲

就武任在國義

関連して、次の文書が注目される。

邊上國可然候、古今有之分候間、先以京都江州差下森下候、種々存

御諷諫干要候、方角 有存分、可申承候、能々 事候、更不可為恥辱候、

不可然候、豊乎京堺江州西者不可然候、肥後者方

干要候也、恐々敬白、間可然候、興運御相談

八月廿二日 (大内義隆草名)

(墨引)

安國寺方丈 (大内義隆草名)」

へ伝えるなど(『相』四六三号)、この件にも関わってい前年十二月に武任が興運に保護されたことを肥後相良氏

書状作成の段階では既に陶隆房が軍勢を動かし始めて 書状作成の段階では既に陶隆房が軍勢を動かし始めて 書状作成の段階では既に陶隆房が軍勢を動かし始めて 書状作成の段階では既に陶隆房が軍勢を動かし始めて 書状作成の段階では既に陶隆房が軍勢を動かし始めて

は、右掲の大内義隆書状がなぜ肥後に伝来したかである。 書の「天文二十年冬霜月中旬」より後の出来事も記して 書の「天文二十年冬霜月中旬」より後の出来事も記して 良質の史料とされているようだが(福尾一九七〇)、奥 良質の史料とされているようだが(福尾一九七〇)、奥 良質の史料とされているようだが(福尾一九七〇)、奥

「相良家文書」からみた相良正任の家系

(『相』三七八号)、肥後に赴いた可能性は低い。真鳳は天文十四年の段階で既に七十に及ぶ高齢で肥後に来訪する際に持参したとみるのが適当であろうが、の言葉を伝えるにあたって武任や杉興運に渡してもおかの言葉を伝えるにあたって武任や杉興運に渡してもおかの言葉を伝えるにあたって武任や杉興運に渡してもおかの言葉を伝えるにあたって武任や杉興運に渡してもおかの言葉を伝えるにあたって武任や杉興運に渡してもおかの言葉を伝えるにあた。

の覚書を当地に残した蓋然性が高いと考える。肥後を訪れ、その際、正任から継承した二冊の書と付属いずれにせよ、相良武任が大内家中で失脚した時期に

おわりに

本稿では相良正任覚書など、「相良家文書」を中心に本稿では相良正任・武任らに関する情報を収集し、大内氏被官のの家系図(案)を提示すべきところだが、正家・正任のの家系図(案)を提示すべきところだが、正家・正任のの家系図(案)を提示すべきところだが、正家・正任のの家系図(案)を提示すべきところだが、正家・正任のがが多いために現時点では断案を得ない。本稿における作業自体も推測に推測を重ねたものであり、学界の批判を作る。

なお、第四節で掲げた大内義隆書状には、武任の件に

というでは、 をの周囲に森下氏がいたことが知られる。彼はおそらく をの周囲に森下氏がいたことが知られる。彼はおそらく をなことから使者に選ばれたのであろう。奉行人として の活動の所見は絶えるものの、十六世紀半ばに至っても の活動の所見は絶えるものの、十六世紀半ばに至っても で、可族で なっていたことがうかがえる。正任・武任らの活躍の陰 に隠れてしまった感がある森下氏の活動実態を明らかに はおそらく として をのある。彼はおそらく

【参考文献】

九八七年) 池田公一編著『中世九州相良氏関係文書集』(文献出版、一有馬 学監修『福岡県の地名』(平凡社、二〇〇四年)

歴史』六〇〇、一九九八年)川添昭二「『正任記』に見える大内政弘の博多支配」(『日本二〇〇七年)

川下倫央「大内氏の奉書および奉者」(『九州史学』一四七、

史と美』(二〇一五年)

熊本県立美術館編『ほとけの里と相良の名宝

人吉球磨の歴

球磨郡教育支会編『球磨郡誌』(一九四一年)

学文学部ほか、二〇一五年)『慶應義塾大学文学部創設一二五年記念展示』(慶應義塾大慶應義塾大学文学部創設一二五年記念事業実行委員会ほか編

「当から見えてくるもの──」(『中世文学』五七、二○一断簡から見えてくるもの──」(『中世文学』五七、二○一佐々木孝浩「長門忌宮神社大宮司竹中家の文芸──未詳家集

道文庫論集』第五十輯、二〇一六年)

館、一九七〇年)館、一九七〇年。「國史大辞典」第二巻、吉川弘文福尾猛市郎「大内義隆記」(『國史大辞典』第二巻、吉川弘文

藤井 崇『大内義興 西国の「覇者」の誕生』(戎光祥出版藤井 崇『室町期大名権力論』(同成社、二〇一三年)

松原 茂「「松崎天神縁起」小考」(小松茂美編『続日本絵卷二〇一四年)

考察」(『古文書研究』六五、二〇〇八年) 丸島和洋「慶應義塾大学所蔵相良家本『八代日記』の基礎的大成16 松崎天神縁起』中央公論社、一九八三年)

――』(二〇一一年) の翻刻と紹介」(『年報三田中世史研究』一六、二〇〇九年)の翻刻と紹介」(『年報三田中世史研究』一六、二〇〇九年)の翻刻と紹介」(『年報三田中世史研究』一六、二〇〇九年)

米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六年)紹介と翻刻」(『山口県史研究』一八、二〇一〇年)山田貴司・高橋研一「宮内庁書陵部蔵「相良武任書札巻」の

註

の記述なので、「相良武任書札巻」の記述と矛盾しない。は、その前に「永正三年断六月廿日」とあるのを受けて1)『相』二四六号に「同日度ヒキーセ歳正任合爪」とあるの

相良家文書」からみた相良正任の家系

なお、庚戌は相良正任の生まれた永享二年の干支である

にはい。 二宮の修造に関与していたようで、これも祖父の職掌と 二宮の修造に関与していたようで、これも祖父の職掌と

(4) この書状は長門二宮の修造に関するもので、内藤盛世でったためだろう。

(5) 彼は遁世後も武任の名を使い続けているので、武任は

たとみられる。正任に倣ったのだろう。実名(たけとう)でもあり、法名(ぶじん?)でもあっ

- (6) 天文十九年(一五五〇)に比定される年欠十二月三日と考えられる。
- がつき、それが代々伝えられたものと考えられる。なお、たことから、次郎の次男という意味で小次郎という仮名した相良氏の初代である正家もしくは正任が次男であっした相良氏の初代であることが明らかなので、森下氏から分出(7) 本稿冒頭で紹介した史料から、正任の祖父森下重家の(7)

重家嫡流の森下氏については後述。

- (8) 防府天満宮所蔵「松崎天神縁起絵巻(室町本)」 を身につけていたことになる。なお、右掲の奥書は彼の れて絵巻を読み解く秘伝授を受けたとされている(乗林 能性が高く、右のような役割を託される程の教養や能筆 再録)。これを信ずれば、義興の近くにあって在京した可 号、『防府市史』資料Ⅱ 大内義興の命で写し る応長本(国指定重要文化財)を、永正年間に在京中の 三、山口県立美術館二〇一一)、同じ防府天満宮が所蔵す 書は、相良弘恒が書いたという所伝があり(松原一九八 (琳)坊伝来写本奥書、弘津史文編『防長探古録』一四七 松ヶ崎天満宮)、さらに京都の北野社松梅院に遣わさ 9 三田尻宰判 (山口県立文書館編 『防長風土注進 上』一二八頁、第三 東佐波令之 考古資料・文化財編 一六頁に 一の詞

 - いたのかもしれない。 ければ、この年、正任は八十三歳にしてまだ矍鑠として 直ちに父の許へこれを見せに来た情景を思い浮かべて良 り) 祖父から「書札認様事」を与えられた興恒が、喜んで
- 本稿で敢えて残したのは、中務大丞という中世には珍し〇七)。ここで問題なのは、大内家中において衛門尉と八〇七)。ここで問題なのは、大内家中において衛門尉と八名が見当たらないことである。そのことをもって、武任スが見当たらないことである。そのことををって、武任との丞はほぼ同格であったようで、両方を経歴するケーを右衛門尉の候補から外すことになる(川下二〇本稿で敢えて残したのは、中務大人の人になるに対してあるなら、彼はその後、中務大人の人になるに対してあるなら、彼はその後、中務大人の人になるに対している。

ことを「相良古遠州弘恒」と表記しており、これに従え

ある。寵臣に対する大内義隆の殊遇だったのではなかろがあったが、それに準ずる官途として選ばれた可能性がでいたようで(藤井二〇一四)、藤原姓の相良氏には憚りのは、陶氏など多々良姓の家と例外的な名門に限定されのは、当時において一般的な中務丞より上のランクといい官途に理由がある。わざわざ一大」の字を付けているい官途に理由がある。わざわざ一大」の字を付けている

左のような奥書がある。(⑴)「書札認様事」には、本文に掲げた本奥書に続いて、うか。

岩屋城飯田弥三郎殿以本右一冊天空於宰府

書寫畢、定経(花押)

うことになろう。 りことになろう。 のに本奥書の右衛門尉が弘恒であったとすれば、その がになる者が書写したのが、現存する尊経閣文庫本とい 文四年(一五三五)十月五日、大宰府の岩屋城において 大容の岩屋城において でとになるう。

りはなさそうである。
の存在を指摘しているが(池田一九八七、『大日本古文書の存在を指摘しているが(池田一九八七、『大日本古文書の存在を指摘しているが(池田一九八七、『大日本古文書りはなさそうである。

であった(『相』二八五号)。弘恒は壮年であったが、権が近江守に補任された時も、取次を務めたのは弘中武長(3) 永正七年(一五一〇)に大内義興の執沙汰で相良長毎

相良家文書」からみた相良正任の家系

っこうである。 力の中枢から外れ、肥後相良氏側から窓口に選ばれなか

(4)ならい『私力工人』は色正力であるう。

ているのに鑑みれば、これは「十四五十二」の誤記であ十四年五月企自剃、隠遁仕」(『毛』一五五六号)と記しも生き延びた可能性を感じさせるが、武任自身が「天文「同(天文)廿四五十二出家」と記すので、大寧寺の変後)) なお、『歴名土代』は従五位下の「藤武任」の項で